

## 第531回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和4年3月11日（金）9時30分～10時00分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、中野委員、道前委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、田中委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、宮城委員、米原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会  
運営規程の一部改正について

(2) 令和3年度最低賃金の改正決定状況等について

(3) 鳥取県特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

(4) 令和4年度鳥取地方最低賃金審議等について

(5) その他

ア 令和4年度事業場視察の実施について

イ その他

5 資料目次

(1) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 改正（案）

(2) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 改正（案）

(3) 令和3年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

(4) 年度別最低賃金改正一覧表

- (5) 令和3年度地域別最低賃金の改正状況
- (6) 令和3年度 特定最低賃金の改正状況
- (7) 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について（電機連合）
- (8) 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について（U Aゼンセン）
- (9) 意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数
- (10) 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- (11) 鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績

## 6 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第531回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、本審議会の成立について確認いたします。本日、欠席されている委員は、使用者代表委員の平木委員です。委員15名のうち14名が出席されており、全委員の3分の2以上の出席がありますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告します。

また、本日の審議会は公開の取扱いですので、2月25日から3月8日までの間、公示により募集しましたところ、3名の方の申込みがあり、傍聴されていることを御報告します。

続きまして、審議会委員の交代がございましたので、新しくお願いいたしました委員を御紹介します。お手元には最新の委員名簿がございます。

御紹介します。北畑仁史委員です。

○北畑委員 北畑でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○野口賃金室長補佐 それでは、これ以降の審議会の進行を佐藤会長にお願いいたします。

○佐藤会長 おはようございます。では、本年度最終回ということで、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

では、議事の1番目、鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 おはようございます。それでは、鳥取地方最低賃金審議会運営規程の一部改正案等について御説明します。お手元に、ピンク色のインデックスの付いた資料ナンバー1から11をお配りしてございますので、都度、御確認賜ればと思います。

まず、資料ナンバー1、資料1ページを御覧ください。こちらには、今回、改正を提案します事項を赤い字で見え消しの形でお示ししてございます。その後の方には、溶け込んだ形でのお示しをしております、赤い字が修正、変更を提案する内容でございます。鳥取地方最低審議会の運営に関する必要な事項は御覧のとおり、鳥取地方最低賃金審議会運営規程に定められてございます。

令和3年度、中央最低賃金審議会におきまして、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえまして、審議会の開催方法及び議事録の署名につきまして、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席することができること、また、議事録の署名を廃止することとし、中央最低賃金審議会運営規程の改正を行ったところでございます。

一方、令和3年度最初の鳥取地方最低賃金審議会におきましては、1点目としまして、事務局の通信環境が十分でないこと、2点目としまして、審議は単なる資料の説明にとどまらないことから、リモートでは発言者の気持ちが十分に伝わらない懸念が残ること、3点目としまして、署名については保存される文書が真正であることの各委員の確認と、後にもその旨検証できることが必要であることとの考えにより、鳥取地方最低賃金審議会におきましては、対面による会議形式により開催することとし、議事録の署名については従来どおりの取扱いでよいとの御承認を頂き、本年度は運営してきたところでございます。

しかしながら、現在に至るまでコロナ感染症の懸念は依然として続いておりますこと、事務局の通信端末も十分とは申しませんが整いつつあることから、一部の委員がテレビ会議システムを利用することにより出席することが可能にできるよう、規程を変更することを、この度、御提案したいと存じます。

あわせまして、議事録署名に関しましても、これまで委員の皆様には署名押印のお手数をお掛けしてございますが、署名がなくとも御了解いただいている経過を記録することにより、保存される文書が真正であることの各委員の確認と、その旨検証できることも可能となりますので、議事録署名についても規程を変更することを、この度、提案したいと存じます。

いずれも、令和4年度の審議会から適用させていただきたく、運営規程の附則において、令和4年4月1日の施行として、提案をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料ナンバー2、資料9ページを御覧ください。こちらは鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正案についてでございます。

専門部会におきましては、本年度当初の審議会においても、特に対面による会議形式による開催が必要との御意見も多かったので、議事録署名に関しましてのみ、本審の規程の変更と同様の改正を提案させていただきたいと思っております。内容は御覧のとおりでございます。こちらも、改正年月日は、次年度の審議において適用するため、令和4年4月1日として提案をさせていただきたいと存じます。

以上、運営規程の一部改正案につきましてお伺いします。よろしく申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

本審のオンラインでの会議を可能にするということと、署名について本審及び専門部会双方で廃止するという御提案を頂きましたが、ただ今の提案についていかがでしょうか。何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようでしたら、事務局の御提案どおりの取扱いにしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○今井賃金室長 ありがとうございます。

○佐藤会長 では、事務局の提案どおりとすることといたします。

では、議事の2番目、令和3年度最低賃金の改正決定状況等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 資料を用いながら御説明します。資料ナンバー3、資料17ページを御覧ください。17ページには、今年度の審議会開催状況等を一覧にしております。一枚めくっていただきまして、19ページを御覧ください。こちらの資料は、17ページの資料を更に詳細にした表でございます。このように審議を行ってきたという結果の報告でございます。

続いて、資料ナンバー4、資料21ページを御覧ください。こちらは、鳥取県における平成22年度以降の最低賃金の改正状況を表にした資料でございます。22ページには、鳥取県最低賃金額と電気機械器具等製造業及び各種商品小売業の特定最低賃金額の推移をグラフにしたものがございます。こちらにつきましては、昨年度末の委員の御提案によるグラフ、視覚化するということについて、御要望に応じた形での資料の提示ということでございます。

次に、23ページ、資料ナンバー5を御覧いただきたいと思えます。こちらには、令和3年度の地域別最低賃金の全国の改定状況を表にしております。目安差額の欄のところの数字が目安を上回った金額を示すのでございますけれども、目安を上回った都道府県は

7県でございました。

続いて、資料ナンバー6といたしまして、25ページから28ページの資料を付けてございますが、こちらは特定最低賃金の全国の改定状況を一覧表にしたものでございます。

以上が本年度の最低賃金審議結果についてでございます。これをもって御報告とさせていただきます。

○佐藤会長 ありがとうございます。資料ナンバー3、4、5、6について御説明いただいたところではありますが、皆さんの方から質問等ございますでしょうか。

特に御質問等ありませんでしょうか。

では、ないようですので、先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の3番目、鳥取県特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について、事務局から説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 鳥取県特定（産業別）最低賃金改正の申出の意向表明につきまして、御報告いたします。

まず、特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項におきまして、労働者又は使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができることと定められているところでございます。

この申出につきましては、例年、おおむね7月を目途にお願いしているところでございますが、申出が予定されるものにつきましては、その申出に沿った形で最低賃金に関する実態調査を実施する必要がございます。そのため、各特定最低賃金につきましては、改正等の申出の意向の有無を、前年度末を目途に、労使各側から確認をさせていただき、これを受けまして、新年度の調査の準備をさせていただいているところでございます。

なお、申出の意向の有無の確認は、審議会において労使に確認することとされてございまして、また、局長に対し、申出の意向の表明があったものにつきましては、併せて審議会に対して報告を行うこととされてございます。

本日の審議会におきまして、現在の特定最低賃金の改正はもとより、特定最低賃金の新設等についての意向の把握を行わせていただきたいと思います。なお、意向の表明を受けまして、事務局は、新年度、改正の必要性の諮問、審議に必要な賃金等の調査を実施することとなります。

それでは、資料ナンバー7、資料29ページを御覧いただきたいと思います。本年3月1日に、労働者を代表する者として、電機連合鳥取地域協議会議長から鳥取労働局長に対

し、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がございました。御覧のとおりでございます。

続きまして、資料ナンバー 8、資料 3 1 ページを御覧いただきたいと存じます。同じく本年 3 月 1 日に、労働者を代表する者として、U A ゼンセン鳥取県支部支部長から鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正の申出の意向表明がございましたので、御報告させていただきます。

以上、特定最低賃金の改正の申出の意向表明に係る取扱いと、現在までに鳥取労働局長宛てに意向表明のございました 2 業種の特定最低賃金について、御報告させていただきたいと思います。御報告させていただいた 2 件の意向表明の確認と、労使委員の皆様から新設及び廃止のお申出の意向があるかどうか、御確認いただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。本日の段階では、特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明が 2 件なされたという報告です。意向表明の背景や趣旨など、労働者側から何か補足等はございますでしょうか。

○河村委員 大丈夫です。

○佐藤会長 では、使用者側から何かございますか。

〔宮城委員挙手〕

○佐藤会長 では、宮城委員、お願いします。

○宮城委員 特定最低賃金につきましては、ここの申出、2 9 ページの 3、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね 3 分の 1 以上に達しているという文言があります。昨年については、確か 3 分の 1 を切っていたと思いますので、本年度につきましては、昨年、申しあげましたけれども、3 分の 1 を超えるような形の申出を取りまとめていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

その他、使用者側から何かありますでしょうか。

ないようですね。

では、意向表明が提出された 2 件の特定最低賃金について、今後の予定を事務局から御説明をお願いします。

○今井賃金室長 今般、令和 4 年度の特定最低賃金の申出の意向表明を頂いたところでございますが、資料ナンバー 9、資料 3 3 ページに意向表明がございました 2 業種の令和 4

年度の改正の申出で使用していただく適用労働者数と適用使用者数をお示ししてまいります。この表の中の括弧内の数値は、昨年度の数値となっております。

御覧いただいている適用労働者数と適用使用者数についてでございますが、まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる経済センサスの最新の結果に基づくこととされてございまして、本省の指示によりまして、平成28年経済センサス-活動調査結果の最新の平成30年次フレームを基に、その後、直近までの事業所の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、労働者数を補正してございます。適用労働者数につきましては、労働者数から適用除外労働者数を除いた人数となります。適用除外労働者数につきましては、令和3年度最低賃金基礎調査結果から算出した適用除外率をもって推計値を算出し、それを除いた数値を適用労働者数としてございます。

次に、各種商品小売業につきましては、労働者数は、全数調査を行ってございますので、適用除外労働者数は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業と同様に、令和3年度の最低賃金基礎調査結果から算出した適用除外率をもって推計し、その適用除外労働者数を控除し、適用労働者数を更新してございます。

これらの適用労働者数につきましては、令和4年度特定最低賃金の改正の申出に当たっての要件を判断する基準となりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後の予定でございますが、意向表明のありました二つの特定最低賃金につきましては、新年度、最低賃金基礎調査等の所要の進め手続を進めます。改正の申出につきましては、例年、目安伝達の審議会におきまして、特定最低賃金の諮問をさせていただいておりまして、本年度は、申出書を7月中旬頃までに御提出いただいたところでございます。申出書の審査時間を十分に確保し、その後の審議会と専門部会を円滑に推進していくため、来年度におきましても、同時期を目途に御提出いただきますよう御協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から資料ナンバー9と今後の予定について説明がありましたが、質問等はございますでしょうか。

〔田中委員挙手〕

○佐藤会長 では、田中委員、お願いします。

○田中委員 電機の分母が多少減っているのですが、宮城委員が言われたことには頑張ってい

きたいと思っています。

○宮城委員 即3分の1以下だから駄目だということは言わないつもりです。その辺はバランスがありますけれども、余りにも切るようであれば困ります。

○河村委員 ありがとうございます。頑張ります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、2業種の意向表明によりますと、申出の提出期限は7月末と予定されております。事務局の希望では7月中旬頃ということですので、御協力の方お願いいたします。必要性の有無など具体的な審議については、申出書の提出後に進めていくことを、本日、確認しておきたいと思います。

では、進みまして、議事の4番目、令和4年度鳥取地方最低賃金審議等について、事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 本日、委員限りでございますが、お手元にA3用紙の1枚物の資料をお配りしてございますので、お手元に御用意の上、御覧ください。この表の左から令和2年度、令和3年度の開催の実績、そして右端が令和4年度の開催予定をお示ししているところでございます。令和4年度の最低賃金審議会の年間スケジュールは、おおむね令和2年度の開催実績と同様の計画になると思います。

ここで資料10を御覧いただきたいのですが、資料35ページ以降には、厚生労働省から示されました令和4年度の答申要旨の公示日別最短効力発生予定の一覧表がございます。

まず、県最低賃金について申し上げます。35ページの表の右端の発効の欄を御覧いただき、赤い字の10月1日土曜日の行の左端の方に視線を動かしていただきますと、答申が8月5日金曜日となっております。ただ今、御覧いただきましたように、県最低賃金につきましては、10月1日土曜日の発効をするためには、異議申出、官報公示手続のため、8月5日金曜日までに答申決議をいただくことが必要となります。先ほど御覧いただきました表は、その辺りをにらんで予定を書いているところでございます。

続きまして、特定最低賃金につきましては、39ページを御覧ください。39ページの一番下の行を御覧いただきますと、例えば、年内発効の12月31日土曜日とするためには、11月1日火曜日までに答申決議をいただくことが必要となります。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。ただ今、年間の予定について御説明いただきましたが、質問等がありますでしょうか。

特にないようですね。

審議日程に関わる資料につきましては、非公開で審議会限りとなりますので、取扱いの方をよろしくお願いします。

では、進みまして、議事の5番目、その他になりますが、令和4年度事業場視察の実施について事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 資料ナンバー11、資料41ページを御覧ください。こちらには、平成29年度以降の実績をお示ししてございます。

令和2年度、令和3年度は、コロナの影響により実施できませんでしたが、過去、御参加の委員からおおむね御好評いただいていると聞いてございますので、コロナの終息の見通しが立たない状況であり、今後の状況によりということになるかとは思われますが、来年度は実施予定として検討させていただければと考えてございます。希望の業種、また、実施の時期などについて、御意見をお願いしたいと思います。

なお、日程を補足で御説明申し上げます。平成29年度は午前中に視察、午後に本審と第1回専門部会実施となってございました。平成30年度と令和元年度は、鳥取県最低賃金の諮問を行う審議会において、事業場視察についてお諮りし、決定していただき、目安伝達を行う審議会の前に実施というスケジュールでございました。平成30年度が7月2日に本審、25日に視察、30日に本審、令和元年度が7月5日に本審、17日に視察、8月2日に本審という日程でございました。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたが、現在のこのはやり病の状況で不明ですが、令和4年度に事業場視察を実施する予定で検討することによってよろしいでしょうか。（うなずく者あり）

では、実施を検討するというところで、実施時期、視察事業場の業種、規模等について御意見、御要望等がありますでしょうか。

特にないようでしたら、事務局に一任したいと思いますのですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

では、その他、事務局から何かありますでしょうか。

○今井賃金室長 本日が本年度最後の審議に当たりますので、鳥取労働局長から御挨拶を申し上げます。

○石田労働局長 本年度最後の鳥取地方最低賃金審議会の終了に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

佐藤会長をはじめ、各委員の皆様におかれましては、この1年、鳥取県最低賃金及び二つの特定最低賃金の改正等につきまして真摯に御議論いただき、誠にありがとうございます。本年度におきましては、コロナ禍の下、中央最低賃金審議会におきましては、過去最高の引上げ額の目安が示されまして、例年にも増して厳しい審議となったかと思えます。慎重に御審議をいただきまして、労使代表の委員の御理解と御協力、並びに公益委員の皆様様の御尽力によりまして、最低賃金の改正を取りまとめていただけたことにつきまして、感謝申し上げます。

もう、この3月、4月は、出会いと別れの時期でございます。実は、私事にはなりますが、一昨年4月に着任いたしまして、審議会の場でも皆様と御議論させていただいたところでございますが、この4月に内閣府個人情報保護委員会の異動内示を頂きました。2年間という短い期間ではございましたが、大変お世話になりました。新年度は、また新しい局長が参ります。その局長の下で御対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本来であれば個別に御挨拶させていただきますところではございますが、コロナウイルス感染症の状況にも鑑みまして、お伺いさせていただくことは極力控えさせていただきたいと思っております。この場をお借りしまして、御礼に代えさせていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日、予定していた次第の方は終了しましたが、その他、委員から何か御発言等ありますでしょうか。

○田中委員 はい。

○佐藤会長 では、田中委員、お願いします。

○田中委員 私も、私事ではございますけれども、一身上の都合により、任期途中ではございますけれども、本審議会をもって辞任手続に入りたいと考えております。私の記憶が正しければ、平成23年、2011年、本日は3月11日でございますけれども、それから11年間、この審議会でお世話になりました。

この間、熱く燃えたときもございましたし、まあまあとんだめたときもございました。結果を見ますと、月曜日にも新聞を見ていただいていたけれども、179円、この鳥

取県の最低賃金を上げることができました。もちろん、全委員の御理解の下に、一定の職責を果たせたのではなかろうかなと思っております。その間、途中には厚生労働大臣表彰という非常に重たい表彰まで頂きまして、恐縮しているところでございます。

まだ連合鳥取にはおρισして、今後は陰から目を光らせて、この審議会の行方を見守っていきたいと思います。本当に長い間、皆さんには御指導、御鞭撻を賜りましたことを厚く感謝を申し上げ、辞任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございました。大変お世話になりました。

その他、ありますでしょうか。

特にないようです。

では、本日の最低賃金審議会が令和3年度最後の審議会となりますので、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

私はまだ3年目のひよっこなのですけれども、本年から会長という大任を頂きまして、何とかうまく乗り越えてこられたのかなと思います。これもひとえに委員の皆さんのおかげだと思っております。感謝いたします。どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

署名

会長

委員

委員